

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和 4 年 11 月 16 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
同 太 田 眞 晴
同 吉 川 知 恵子
同 小 島 健 一
同 作 山 ゆうすけ

1 措置の対象となった監査の結果

令和 3 年 12 月 10 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 20 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち政策局分 1 か所に係る 1 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

政策局

本庁機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
自治振興部 地域政策課	令和 3 年 8 月 30 日（令和 3 年 7 月 13 日職 員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、普通 財産の貸付契約の手続を行わな いまま郵便ポストが設置されて いるものがあった。これによ り、令和 2 年度の郵便ポスト設 置に係る貸付料 1 件、420 円が徴 収不足であった。	不適切事項については、財産 管理の取扱いに関する確認が不 十分であったことによるもので あり、徴収不足分は、令和 4 年 3 月 23 日に徴収した。また、令 和 3 年度以降の貸付契約につい ては、令和 3 年 4 月 6 日に、同 年 4 月 1 日に遡及して締結し た。 今後は、このようなことがな いよう、関係規定の理解を深め るとともに、管理財産の現地確 認を行い、複数の職員による確 認体制を強化することにより、 適正な事務執行に努めることと した。